

## 条 例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第十条 県の区域内の山岳において遭難し、緊急運航による救助を受けた登山者等（登山者その他の山岳に立ち入った者をいい、知事が告示で定める者を除く。）は、知事が告示で定める額の手数を納付しなければならない。

2 知事は、災害、経済的困難その他の特別の理由があると認めるときは、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

附則第二項を次のように改める。

2 県は、山岳遭難に係る緊急運航の危険性を踏まえて、航空機の運航の安全をより一層確保できるよう、引き続き検討を行うものとする。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。